

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次の記述は、アマチュア無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の A を受けなければならない。
 ② ①の規定による B 無線局を開設し、又は運用した者は1年以下の懲役又は C の罰金に処する。

	A	B	C
1	免許	検査を受けないで	50万円以下
2	免許	免許がないのに	100万円以下
3	検査	免許がないのに	50万円以下
4	検査	検査を受けないで	100万円以下

A-2 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A 内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
 ② 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前 B を超えない期間において行わなければならない。

	A	B
1	10年を超えない範囲	1箇月以上1年
2	10年を超えない範囲	3箇月以上6箇月
3	5年を超えない範囲	1箇月以上1年
4	5年を超えない範囲	3箇月以上6箇月

A-3 次の記述は、無線局の免許人の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が A 、電波の型式、周波数、空中線電力又は B の指定の変更を申請した場合において、 C と認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	運用許容時間	電波の規整その他公益上必要がある
2	無線設備の設置場所	通信事項	混信の除去その他特に必要がある
3	識別信号	通信事項	電波の規整その他公益上必要がある
4	識別信号	運用許容時間	混信の除去その他特に必要がある

A-4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。電波法（第24条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに廃棄しなければならない。
 2 1箇月以内に返納しなければならない。
 3 3箇月以内に返納しなければならない。
 4 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しておかなければならない。

A-5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その A 又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する A が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい B を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
- (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

A	B	C
1 誘導電流	擬似空中線回路	受信周波数安定度
2 誘導電流	空中線結合回路	了解度
3 副次的に発する電波	擬似空中線回路	了解度
4 副次的に発する電波	空中線結合回路	受信周波数安定度

A-6 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の A 周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の B 周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 C で表す。

A	B	C
1 基準	特性	百万分率
2 基準	占有	百万分率又はヘルツ
3 割当	占有	百万分率
4 割当	特性	百万分率又はヘルツ

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 A を超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

A	B	C
1 900ボルト	2.5メートル	取扱者
2 900ボルト	3メートル	無線従事者
3 750ボルト	2.5メートル	無線従事者
4 750ボルト	3メートル	取扱者

A-8 次に掲げる記述のうち、空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則（第22条）に定めるものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 垂直面の主輻射の角度の幅
- 3 主輻射方向及び副輻射方向
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

A-9 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、 B に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に C であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	無線局事項書及び工事設計書の写し	記載されたもの
2 電波の型式及び周波数	免許状	記載されたものの範囲内
3 運用許容時間	免許状	記載されたもの
4 運用許容時間	無線局事項書及び工事設計書の写し	記載されたものの範囲内

A-10 次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 運用の停止の処分を受けた無線局を運用するとき。
- 2 無線設備の機器の取替え又は増設の際に運用するとき。
- 3 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 4 工事設計書に記載された空中線を使用することができないとき。

A-11 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条及び第258条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、 A 、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が B の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

A	B
1 その発射する周波数帯の中央の周波数が	他の無線局
2 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	他の無線局
3 その発射する周波数帯の中央の周波数が	重要無線通信を行う無線局
4 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	重要無線通信を行う無線局

A-12 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞があるときはどうしなければならないか。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 空中線電力を低下した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 混信を与えないように注意しながら呼出しをしなければならない。
- 4 他の通信が行われているときは、少なくとも3分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。

A-13 次の記述は、総務大臣が無線局に対して行うことができる処分について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して A を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに B しなければならない。

A	B
1 期間を定めて運用の停止	①の停止を解除
2 期間を定めて運用の停止	その旨を通知
3 臨時に電波の発射の停止	その旨を通知
4 臨時に電波の発射の停止	①の停止を解除

A-14 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- ① 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き A 以上休止したとき。
- ② 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- ③ 不正な手段により通信の相手方、通信事項等の変更若しくは無線設備の変更の工事の許可を受け、又は電波の型式、周波数、空中線電力等の指定の変更を行わせたとき。
- ④ B の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- ⑤ 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から C を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 3箇月	無線局の運用	3年
2 3箇月	電波の発射	2年
3 6箇月	無線局の運用	2年
4 6箇月	電波の発射	3年

A-15 次の記述は、アマチュア局の無線設備の常置場所の変更について述べたものである。電波法施行規則（第43条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

移動するアマチュア局の免許人は、その局の A ときは、できる限り速やかに、その旨を文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に B 。

A	B
1 無線設備の常置場所を変更した	届け出なければならない
2 無線設備の常置場所を変更した	届け出て検査を受けなければならない
3 無線設備の常置場所を変更しようとする	届け出なければならない
4 無線設備の常置場所を変更しようとする	届け出て検査を受けなければならない

A-16 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか。電波法（第42条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線局の業務に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者

A-17 無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 27.5MHz～28MHz
- 2 28MHz～29.7MHz
- 3 29.7MHz～30MHz
- 4 30MHz～37.5MHz

A-18 次に掲げるもののうち、すべての無線局に禁止されている伝送に該当しないものはどれか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 不要な伝送
- 2 略語による伝送
- 3 識別表示のない信号の伝送
- 4 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送

A-19 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 混信を避けるために、送信局の A 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の A は、特に注意して選定しなければならない。
- ② 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B の C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

	A	B	C
1	位置	指向性のアンテナ	利点
2	位置	送信設備及び受信設備	電気的特性
3	無線設備	指向性のアンテナ	電気的特性
4	無線設備	送信設備及び受信設備	利点

A-20 局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）に規定されていないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信機から輻射するエネルギーは、他局に有害な混信を生じさせてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 3 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

B-1 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の免許の申請をしようとするときにその申請書に添付する書類に記載する事項のうち、無線局免許手続規則（第15条）の規定により記載を省略することができるものを1、これを省略できないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の目的
- イ 開設を必要とする理由
- ウ 無線設備の工事設計
- エ 運用許容時間
- オ 運用開始の予定期日

B-2 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 以下のもの
 - (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の を 以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

- 1 26.175MHz以下の 2 割当周波数 3 10ワット 4 2分の1 5 0.25パーセント
6 26.175MHzを超える 7 特性周波数 8 50ワット 9 4分の1 10 0.025パーセント

B-3 次の記述は、モールス無線電信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信し、更に 聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 を超えてはならない。
- (1) EX 3回
 - (2) DE 1回
 - (3) 自局の呼出符号
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。
- ③ ①の後段の規定にかかわらず、アマチュア局にあつては、必要があるときは、 を超えて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

- 1 周波数及びその他必要と認める周波数 2 周波数
3 1分間 4 3分間
5 20秒間 6 10秒間
7 3回 8 1回
9 他の無線局から停止の要求がないかどうか 10 他の無線局の通信に混信を与えないこと

B-4 次に掲げるもののうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 非常通信を行ったとき。
イ 原因不明の重大な混信を受けたとき。
ウ 非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。
エ 電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
オ 人の生命に重大な危害を及ぼす犯罪の現行犯人の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。

B-5 次の記述は、有害な混信の定義を述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行业務その他の の運用を し、又は に従って行う の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを し、若しくは する混信をいう。

- 1 安全業務 2 制限 3 その属する国の法令 4 電気通信業務 5 反覆的に中断
6 特別業務 7 妨害 8 無線通信規則 9 無線通信業務 10 一時的に中断